

平成29年度 農薬の安全・適正使用の推進について

農薬の使用者に対する、現地指導や研修会の開催を通じて農薬使用基準の遵守を徹底するとともに、販売においては、農薬管理指導員の認定促進や農薬取締職員による販売店舗等への立入検査を実施し、農薬に係る安全を確保する。

1 現地指導、研修会の開催、啓発資料の配付

- ・国の使用基準に基づき作成した「岡山県農作物病虫害防除指針」等を活用し、普及指導員等による講習会や現地指導により、農家、防除業者等に対し、農薬の安全・適正な使用を指導する。
- ・指導機関向け「農薬安全使用の手引」(1,500部)や各農家向けチラシ(15,000枚)等啓発資料を作成、配布する。

2 農薬管理指導員の認定促進

- ・各地域、事業所の農薬指導者を育成するため、農協営農指導員や農薬販売店、ゴルフ場、防除業者等の取扱責任者を「農薬管理指導員」として知事認定する(認定試験の実施、3年更新)。

※農薬管理指導員数：1,360名(平成29年3月末現在)

＜内訳＞系統：376名、卸・小売：121名、ゴルフ場：199名、防除業者：633名、その他：31名

- ・農薬管理指導員を対象に研修を実施する。平成29年度は6回開催予定。

※平成28年度開催状況：計6回

5/16(商系)、7/6(系統)、11/4(県)、12/8(ゴルフ)、2/3(県)、2/17(商系)

3 農薬危害防止運動の実施(実施期間：平成29年6月1日～8月31日)

- ・関係機関・団体を参集し、農薬危害防止対策協議会を開催
- ・啓発資料の配布や広報資料により指導機関や農家等への啓発を行う。
- ・医師会等に農薬中毒事故に対する緊急対応の徹底を図る。

4 農薬販売店等への立入検査、指導

- ・農薬取締職員により、県下の農薬販売店を対象に立入検査を実施し、適正な販売や保管・管理の指導を行う。

農薬取締職員(県職員：22名(H28))

平成28年度実績：89件(平成29年3月末現在)

※農薬販売店総数：1,287店(平成29年3月末現在)

5 的確かつ効率的な防除の推進

病虫害防除所が行う予察に基づき、病虫害の発生を的確に把握するとともに、効率的な防除を推進する。

農薬は安全適正に使いましょう!!

散布に先だって

- 農薬以外の防除対策にも取り組む

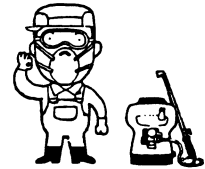


- いつ、どこで、何に使うかなど使用計画をたてて購入する。

- 毒物・劇物を購入する時は住所、氏名、職業等を記入し、捺印した譲受書により購入する。

- 農薬登録を必ず確認しましょう。
- 農薬のラベルに書いてある農薬使用基準等をよく読んで、必ず守りましょう。

- タオル、目薬、洗顔・うがい用の水を準備。

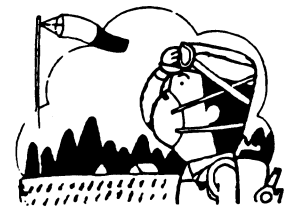


- 薬剤に見合った保護具を着用する。(農薬用マスク、防除衣、保護メガネ、不浸透性手袋)

散布にあたって

- 農薬の飛散に気をつけましょう。

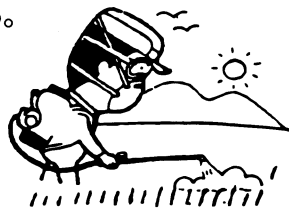
周辺の農作物や環境(子ども、住民、動物、魚、ミツバチ等)に留意して、農薬が飛散しないように気をつける(無風・晴天時の使用、飛散の少ない農薬剤型の選択、散布機の圧力、ノズルの配慮等)。



- 散布時は、事前に十分な周知をしましょう。

- 特に、学校や通学路がある場合、住宅地近隣の農地では、十分注意する。

- 土壌くん蒸剤を使用する場合は、確実に被覆する。



- 長時間の連続散布はやめ、2時間を限度に!!



散布が終わったら

- 農薬の使用状況を記録しましょう。

- 残液は散布ムラの調整に使用するなど河川、水路、ため池に流さない。
特に魚毒性の強い農薬の取り扱いには気をつける。

- 散布器具、タンクなど十分に洗う。洗浄水も河川等に流さない。

- 農薬の空びん、空袋、有効期限の過ぎた農薬は、適正に処理する。



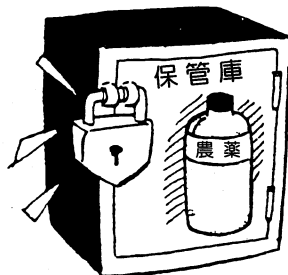
- 石鹸で身体、衣服をよく洗う
- 飲酒をひかえ、早目に休む。

農薬はきちんと保管管理しましょう!!

農薬の保管・管理

- 「普通物」と「毒物」「劇物」を区別して、鍵のかかる所（ガラス戸等で壊れやすい所は除く）に保管する。
「毒物」「劇物」に該当する農薬は保管庫に「医薬用外」の文字と「毒物」または「劇物」と表示する。

※ 普通物とは、毒物、劇物に該当しないものを指している通称



- 農薬は子供や第三者が触れたり持ち出したりできない所へ保管する。



- 万一、盗難や紛失の時は、直ちに最寄りの警察署へ届け出る。
- 除草剤は他の農薬と区別して、整理整頓する。

- 農薬の他の容器に移しかえての保管は、誤飲、誤用の原因となるので、絶対にしない。



- 危険防止のため、原液を小分けして他人に譲渡しない。



- 農薬は必要量をその都度購入する。

※ 散布後、身体に異常を感じたら、すぐに医師の診察を受ける。



岡山県農薬管理指導員認定事業実施要領

第1 目 的

農薬の取扱い及び使用に関する安全確保の徹底を図るため、農薬販売者、農薬使用指導者及び防除業者等を対象に、農薬の管理、使用等について適正な助言を行う指導員として、県知事が「岡山県農薬管理指導員」を認定し、農薬の安全・適正な使用と農薬に起因する危被害を未然に防止することを目的とする。

第2 対 象 者

「岡山県農薬管理指導員」（以下「指導員」という。）の認定は、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 満18歳以上の農薬販売業者又はその従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者。
- (2) 満18歳以上の防除業者又はその従業員で、現に防除業務に従事している者。
- (3) 満18歳以上の農薬使用指導者で、現に農薬使用指導業務に従事している者。
- (4) その他、知事が適当と認める者。

第3 事業の実施主体

岡 山 県

第4 事業の内容

1 研修会の実施

- (1) 知事は、関係職員の協議により認定に伴う研修カリキュラムを策定し、試験問題の作成、認定審査等を行う。
- (2) 知事は、第1の目的を達成するために、(1)により策定されたカリキュラムに基づき研修を行う。

①研修の種類

- ・ 農薬販売者及び農薬使用指導者等研修会
- ・ 防除業者等研修会
- ・ その他知事が必要とする研修会

②研修の内容

- ・ 農薬概論、関係法令、農薬専門知識等

2 認定証の交付

- (1) 知事は、1の研修を修了し、認定試験に合格した者に対し認定証を交付する。
- (2) その他、知事が適当と認める者について認定証を交付する。
- (3) 認定の有効期間は、試験合格日から3年後の年度末までとする。
- (4) 認定を更新した場合、次の有効期間は前の有効期間から3年後の年度末までとする。

3 認定証の更新

知事は、認定証を交付した者が認定期間の満了日の1年前からの1年間に、研修カリキュラムに基づく研修を修了したときに認定証の更新をする。

第5 認定申請

第2の対象者で指導員の認定を受けようとする者は、知事が別に定める岡山県農薬管理指導員認定申請書又は岡山県農薬管理指導員更新申請書を作成し、所属団体（全国農業協同組合連合会岡山県本部、岡山県農薬卸協会又は岡山県グリーンキーパー研究会）の長を経由して知事に提出する。

ただし、所属団体がない者は、直接県知事又は県民局長に提出する。

第6 認定の取消し又は消滅

1 認定の取消し

指導員が農薬取締法、その他農薬に関する法令等に違反した場合又は指導員としてふさわしくない行為があった場合。

2 認定の消滅

第4の3に定める更新研修を受講しない場合。

第7 認定証の店頭表示

認定証の交付を受けた者は、知事が交付する認定証を店頭に掲げるものとする。

第8 指導員の任務

指導員が、農薬の販売業務、農薬使用指導業務又は防除業務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意し、農薬の安全・適正な管理、使用及び指導等を行う。

- 1 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の遵守
- 2 農薬安全・適正使用のための農薬使用基準の遵守
- 3 農薬使用に伴う人畜、魚介類に対する危害及び環境汚染の防止
- 4 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱い及び安全使用
- 5 その他農薬の安全使用等に関する事項で、知事が必要と認める事項

第9 事業の推進体制

県及び岡山県植物防疫協会が主体となって推進する。

第10 その他

- 1 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。
- 2 この要領は、昭和63年7月7日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年10月9日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年度岡山県農薬管理指導員認定状況

1 岡山県農薬管理指導員認定状況

認定区分	講 習 会 名	対 象 者	人 員	備 考
新規認定	平成２８年度岡山県農薬管理指導員認定試験 ・防除業者農薬安全使用等研修会（11/4） ・岡山県農薬管理指導員認定研修会（２/3）	系 統 （ 農 協 ）	7	受験者総数：１１２名 合 格 者：１１２名 （１１月：６０名） （２月：５２名）
		商系（卸・小売）	１１	
		ゴ ル フ 場 関 係	１４	
		防 除 業 者	６６	
		そ の 他	１４	
		計	１１２	
更新認定	農薬安全指導員講習会（安全協①）（５/16） 農薬安全使用推進大会（全農県本部）（７/6） 防除業者農薬安全使用等研修会（11/4） 岡山県グリーンキーパー研究会（ゴルフ場）（12/8） 岡山県農薬管理指導員認定研修（２/3） 農薬安全指導員講習会（安全協②）（２/17）	系 統 （ 農 協 ）	7４	平成２５年度認定者 393名対象
		商系（卸・小売）	3１	
		ゴ ル フ 場 関 係	3４	
		防 除 業 者	160	
		そ の 他	3	
		計	302	
合 計			414	

2 対象者別岡山県農薬管理指導員認定者数

年 度	系統	卸・小売	ゴルフ場	防除業者	その他	合 計
26	136	41	82	188	4	451
27	159	38	69	219	10	495
28	81	42	48	226	17	414
合 計	376	121	199	633	31	1,360

（※平成29年3月末現在 農薬管理指導員認定者総数1,360名）

平成29年度岡山県農薬危害防止運動実施要領

第1 目 的

農薬使用者及び販売者等に対し、使用基準の遵守、飛散防止対策、農薬の適正使用及び保管管理並びに住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等の周知・徹底することにより、農薬による事故等を防止し、快適な県民生活の実現を図ることを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名 称

岡山県農薬危害防止運動

第3 実施期間

平成29年6月1日から8月31日までの3か月間

第4 推進組織

岡山県農薬危害防止対策協議会

岡山県、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所、岡山県市長会、岡山県町村会、公益社団法人岡山県医師会、一般社団法人岡山県薬剤師会、一般社団法人岡山県医薬品登録販売者協会、岡山県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岡山県本部、岡山県農業共済組合連合会、岡山県農業会議、岡山県森林組合連合会、岡山県農薬卸協会、岡山県農薬小売商協会、岡山県農薬安全指導者協議会

第5 実施事項

1 県における実施事項

(1) 岡山県農薬危害防止対策協議会の開催

県は、関係部局、保健所設置市及び関係団体等と協議会を開催し、農薬危害防止対策を協議する。

(2) 広報資料等による啓発

県は、関係機関・団体と連携し、「ポスター」や「農薬安全使用の手引」等の啓発資料及び各種広報媒体を利用して、本運動の周知徹底を図る。

(3) 農薬の安全使用及び販売の適正指導

県は、農薬の販売業者、防除業者、農家、ゴルフ場関係者及び農林水産航空事業実施団体等に対し、農薬取締法、毒物及び劇物取締法の遵守、適正な保管管理及び安全な使用等について、講習会、研修会等により、周知徹底する。

(4) 児童・生徒等に対する危害防止の徹底

県は、教育委員会、学校薬剤師会及び関係各機関等の協力を得て、県下の小・中・高等学校等の児童・生徒への危害防止の徹底を図る。

2 県民局(保健所及び農林水産事業部(農畜産物生産課・農業普及指導センター))、岡山市保健福祉局、倉敷市保健所(以下、「県民局等」という。)における実施事項

(1) 広報等による啓発

県民局等は、広報誌やパンフレット・ポスター等の利用、ホームページ、広報車等、各種広報媒体を有効に活用し、本運動の趣旨を農家まで十分周知徹底する。

(2) 使用者に対する農薬危害防止の徹底

県民局等は、農家、ゴルフ場関係者等農薬使用者に対し、講習会・現地指導等を通じ、農薬使用基準の遵守、適正な使用及び保管管理の徹底を図る(別記1, 2を参考とする)。

(3) 農薬の保管及び空容器の処置

農薬の保管及び空容器の処置が適切でないことによる誤飲事故等の発生も憂慮されるため、県民局等は、適切な保管及び空容器の回収について指導の徹底を図る。

(4) 医療機関との連携

県民局等は、農薬による中毒事故等を処置した医師から速やかに報告を受けるよう依頼するなど、事故の状況を的確に把握し、その結果を速やかに、県保健福祉部医薬安全課に報告する。

(5) 販売者等の指導取締

県民局等は、農薬販売者等に対する立入検査を実施し、農薬の販売及び保管に伴う危害発生、用途外の使用及び無登録農薬の販売・使用等を防止する。

特に、毒物及び劇物に指定されている農薬については、その指導を強化し、保管管理の状況について自主点検の実施を促すなど、保管管理の適正化を図る(別記3を参考とする)。

(6) 実施結果報告

県民局(農畜産物生産課)は、農薬危害防止運動の実施結果について各保健所及び管下の市町村から報告を求め、次の事項のとりまとめを行ない、別紙様式1により9月30日までに県農林水産部農産課あて報告する。

(ア) 立入検査結果について

(イ) 広報活動について

(ウ) その他意見、要望事項等について

3 市町村における実施事項

(1) 広報等による啓発宣伝

市町村は、各種広報資料の活用や、有線放送・広報車等による啓発、市町村及び関係機関の広報紙・ホームページ・パンフレット・ポスター等の利用、地区座談会、協議会等により、本運動の趣旨を、一般農家に十分周知する。

(2) 児童・生徒に対する危害防止の徹底

市町村は、教育委員会・学校等の協力を得て、管内の幼稚園・小・中学校等の園児・児童・生徒への危害防止を徹底する。

(3) 実施結果報告

市町村は、実施した次の事項について、別紙様式2により9月21日までに管轄県民局(農畜産物生産課)あて報告する。

(ア) 広報活動について

(イ) その他意見、要望事項等について

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対に避けること」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かったの散布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（イ、ウ）
- ③ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしないなど揮散防止措置を講じなかったことによるもの（エ）
- ④ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（オ）
- ⑤ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（カ）

(2) 防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- ウ 風上に向かったの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- エ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影

響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。

オ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。

カ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸剤使用後の被覆管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

(2) 防止対策

ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ

イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の立ち入りを防ぐ。

ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。

ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。

エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 原因

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。

別記2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）

- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

（２）防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

３ 環境への流出

（１）原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

（２）防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

農薬使用前にもう一度 ラベルを確認!



土壌くん蒸中は 被覆



周囲に配慮



平成29年度農薬危害防止運動

農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

農薬危害防止運動

検索

岡 病 防 第 1 4 号
平成 29 年 8 月 30 日

各関係機関長 殿

岡山県病虫害防除所長
(公印省略)

病虫害発生予察情報について

病虫害発生予報第 6 号を下記のとおり発表したの送付します。

平成 29 年度病虫害発生予報第 6 号

平成 29 年 8 月 30 日
岡 山 県

予 報 概 評

作物名	病 害 虫 名	発 生 時 期	発 生 量
水 稻	穂いもち 紋枯病 白葉枯病 穂枯れ もみ枯細菌病 トビイロウンカ	やや早 — — — — やや遅	やや少 やや多 並 やや少 やや多 少
ダイズ	べと病 紫斑病 葉焼病 ハスモンヨトウ カメムシ類	— — — — —	並 並 やや多 やや多 やや多
モ モ	モモハモグリガ ハダニ類 ウメシロカイガラムシ	やや遅 — —	少 並 並
ブドウ	褐斑病 べと病 さび病 ブドウトラカミキリ	— — — —	やや多 並 並 並
キュウリ	べと病 褐斑病 炭疽病 うどんこ病	— — — —	並 やや多 やや多 並
トマト	疫病 斑点細菌病 葉かび病	— — —	並 並 並
アブラナ 科野菜	アブラムシ類 モザイク病 コナガ ハイマダラノメイガ	— — — —	並 少 並 やや多
キ ク	ナミハダニ	やや遅	やや少

1. 普通作物

(水 稲)

(1) 穂いもち (晩生種)

予報内容

発生時期 **やや早**

発生量 **やや少**

予報の根拠

ア. イネ (晩生種) の生育はやや早い。

イ. 8月16～17日の巡回調査によると、南部地帯の穂いもちの発生圃場率は38.9%で、平年(51.4%)よりやや低かった。

ウ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、特に発生を助長する条件ではない。大気的不安定な状態が続くと、にわか雨などによって伝染源となる穂いもちの病勢が進展する可能性がある。

(2) 紋枯病 (晩生種)

予報内容

発生量 **やや多**

予報の根拠

ア. 8月16～17日の巡回調査によると、発生圃場率は50.0%で、平年(35.7%)よりやや高かった。

イ. イネの茎数は、平年よりやや多く、発病を助長する条件である。

ウ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、発病を助長する条件である。

(3) 白葉枯病 (中生種、晩生種)

予報内容

発生量 **並**

予報の根拠

ア. 8月16～17日の巡回調査では、平年同様発生を認めなかった。

(4) 穂枯れ (ごま葉枯病菌による穂枯れ、晩生種)

予報内容

発生量 **やや少**

予報の根拠

ア. 8月16～17日の巡回調査によると、葉でのごま葉枯病の発生圃場率は6.7%で平年(21.8%)より低く、発病程度の高い圃場は認められなかった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、発病を助長する条件である。

(5) もみ枯細菌病 (晩生種)

予報内容

発生量 **やや多**

予報の根拠

ア. 前年度の発生量は平年より多かったことから、本年度の種子の保菌率は平年より高いと考えられる。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、発病を助長する条件である。

(6) トビイロウンカ

予報内容

発生時期 **やや遅**

発 生 量 少
予報の根拠

ア．赤磐市の予察灯における 8 月 1 半旬～ 5 半旬の誘殺数は、0 頭で平
年（2.6 頭）よりやや少なかった。

イ．8 月 17～18 日の巡回調査では、発生を認めず、発生圃場率は平年（
4.1%）より低かった。

（ダイズ）

（1）べと病

予報内容

発 生 量 並

予報の根拠

ア．8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量
は平年並または多いとされており、特に発病を助長する条件ではない。

（2）紫斑病

予報内容

発 生 量 並

予報の根拠

ア．8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量
は平年並または多いとされており、特に発病を助長する条件ではない。

（3）葉焼病

予報内容

発生量 **やや多**

予報の根拠

ア．8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量
は平年並または多いとされており、発病を助長する条件である。

（4）ハスモンヨトウ

予報内容

発 生 量 **やや多**

予報の根拠

ア．県予察圃場のフェロモントラップにおける 8 月 1 半旬～ 5 半旬の誘
殺数は 2,248 頭と平年（844.6 頭）より多かった。

イ．8 月 16～17 日の巡回調査によると、白化葉の発生圃場率は 3.3% で
平年（5.0%）並で、発生程度は軽微であった。

ウ．8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量
は平年並または多いとされており、本虫の増殖をやや助長する条件で
ある。

（5）カメムシ類

予報内容

発 生 量 **やや多**

予報の根拠

ア．赤磐市の予察灯における 8 月 1 半旬～ 5 半旬の誘殺数は、アオクサ
カメムシが 13 頭で平年（5.2 頭）よりやや多く、イチモンジカメムシが
11 頭で平年（16.6 頭）よりやや少なかった。

イ．8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量
は平年並または多いとされており、本虫の増殖をやや助長する条件で
ある。

2. 果樹

(モ モ)

(1) モモハモグリガ

予報内容

発生時期 やや遅

発生量 少

予報の根拠

ア. 赤磐市のフェロモントラップにおける8月1半旬～5半旬の誘殺数は0頭で平年(9.2頭)より少なかった。

イ. 8月9日の県南部における巡回調査によると、発生圃場率は0%で平年(4.3%)より低かった。

(2) ハダニ類

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8月9日の県南部における巡回調査によると、発生圃場率は32.1%で平年(35.2%)並であった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並か多いとされており、特に発生を助長する条件ではない。

(3) ウメシロカイガラムシ(第3世代)

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 7月21日の巡回調査では第2世代成虫の発生圃場率は7.1%で、平年(1.6%)よりやや高いが、発生は軽微であった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並か多いとされており、本虫の増殖をやや助長する条件である。

(ブドウ)

(1) 褐斑病

予報内容

発生量 **やや多**

予報の根拠

ア. 8月9日の巡回調査における発生圃場率は72.7%で、平年(27.9%)より高かった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の降水量は平年並か多いとされており、降水量が多い場合には発病を助長する条件となる。

防除上の参考事項

ア. 県内でQoI剤耐性菌の発生が確認されているので、本年度発生の多い圃場では次年度の薬剤の選択に留意する。

(2) ベと病

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8月9日の巡回調査によると、発生圃場率は81.8%で平年(82.5%)並であった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並か多いとされており、特に発病を助長する条件ではない。

防除上の参考事項

ア. 県内で QoI 剤耐性菌の発生が確認されているので、本年度発生が多い圃場では次年度の薬剤の選択に留意する(平成 24 年度植物防疫情報第 2 号、平成 24 年 4 月 6 日発表参照)。

(3) さび病

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8 月 9 日の巡回調査によると、発生圃場率は 18.2%で平年(5.3%)よりやや高いが、発病程度は低かった。

イ. 8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量は平年並か多いとされており、発病を助長する条件ではない。

(4) ブドウトラカミキリ

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8 月 9 日の巡回調査において、平年同様発生を認めなかった。

3. 野菜

(キュウリ)

(1) ベと病

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8 月 21、23 日の巡回調査によると、発生圃場率は 50.0%で平年(50.4%)並であった。

イ. 8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、特に発病を助長する条件ではない。

(2) 褐斑病

予報内容

発生量 **やや多**

予報の根拠

ア. 8 月 21、23 日の巡回調査によると、発生圃場率は 50.0%で平年(57.5%)並であった。

イ. 8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、発病を助長する条件である。

(3) 炭疽病

予報内容

発生量 **やや多**

予報の根拠

ア. 8 月 21、23 日の巡回調査によると、発生圃場率は 25.0%で平年(16.4%)よりやや高かった。

イ. 8 月 24 日の季節予報によると、9 月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、発病を助長する条件である。

(4) うどんこ病

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8 月 21、23 日の巡回調査によると、発生圃場率は 75.0%で平年(61.7

%)よりやや高かった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、発病を助長する条件ではない。

(トマト)

(1) 疫病

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8月21、23日の巡回調査によると、発生圃場率は75.0%で平年(61.7%)よりやや高かった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、特に発病を助長する条件ではない。

(2) 斑点細菌病

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8月21、23日の巡回調査では平年同様発生を認めなかった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、特に発病を助長する条件ではない。

(3) 葉かび病

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 8月21、23日の巡回調査によると、発生圃場率は25.0%で平年(24.2%)並であった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、発病をやや助長する条件である。

(アブラナ科野菜)

(1) アブラムシ類とアブラムシ伝搬性モザイク病

予報内容

発生量	アブラムシ類	並
	モザイク病	少

予報の根拠

ア. 県予察圃場(赤磐市)の黄色水盤における8月1半旬～5半旬の飛来数は401頭で、平年(356.6頭)並であった。

イ. 8月21日の巡回調査によると、ダイコンでのアブラムシ類の発生圃場率は0%で平年(4.8%)よりやや低かった。

ウ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、本虫の増殖をやや助長する条件である。

エ. 8月23日の巡回調査によると、ダイコンのモザイク病の発生圃場率は0%で平年(15.6%)より低かった。

(2) コナガ

予報内容

発生量 並

予報の根拠

ア. 県予察圃場(赤磐市)における8月1半旬～5半旬のフェロモントラップの誘殺数は0頭で、平年(2.0頭)よりやや少なかった。

イ. 8月21日の巡回調査によると、ダイコンでの発生圃場率は60.0%で平年(39.9%)よりやや高かった。

(3) ハイマダラノメイガ

予報内容

発生量 **やや多**

予報の根拠

ア. 8月23、28日の巡回調査によると、県南部のチンゲンサイでの発生圃場率は25.0%で、平年(17.5%)よりやや高かった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、本虫の増殖をやや助長する条件である。

防除上の参考事項

ア. 幼苗期に加害されると被害株は心止まりになるので、早期発見・早期防除に努める。

イ. 育苗期間中に寒冷紗で被覆を行うと、成虫の侵入・産卵防止に有効である。

ウ. 薬剤感受性の低下が懸念されるので同一系統の薬剤の連用を避け、薬剤以外の防除対策を組み込む。

4. 花 き

(キク)

(1) ナミハダニ

予報内容

発生時期 やや遅

発生量 やや少

予報の根拠

ア. 8月23日の巡回調査では発生を認めず、発生圃場率は平年(7.6%)より低かった。

イ. 8月24日の季節予報によると、9月の気温は平年より高く、降水量は平年並または多いとされており、本虫の増殖をやや助長する条件である。

この情報は、岡山県病虫害防除所ホームページでも公開しています。

アドレスは、

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=239 です。

